特定非営利活動法人 mia forza

2021年度 事業報告・活動決算報告、および2022年度 事業計画・活動予算

本書の構成

理事・監事からのメッセージ (P2-P3)

2021年度 事業報告および活動決算報告 (P4-P13)

監事による監査報告書(P14)

事業計画および活動予算(P15-P16)

役員名簿(P17)

特定非営利活動法人 mia forza 定款 (P18-P23)

※2021年度の事業報告および決算について

これまで任意団体として活動を続けてきた mia forza は、2021年春に、法人格を得て、事業や組織の基盤を拡充することといたしました。その大きな理由は、mia forza の活動の対象であるひとり親世帯にとって、感染症による影響が、より深刻であり、フードパントリーをはじめとした活動を拡充していく必要があると考えたためです。

そこで、みなさまのお力添えをいただき、2021年8月8日に、法人の設立総会を開催いたしました。みなさまのご理解・ご協力に、重ねて深くお礼申し上げます。

その際に、任意団体時代の活動資金の残高(78,191円)については、任意団体としての活動実績にもとづくものであること、また、緊急性の高い案件などに機動的に充当できることが望ましいことから、法人は、任意団体の資産を引き継がずに、新たに設立することとし、その旨、設立総会でもお伝えいたしました。

一方で、通常、法人の活動の始期は、登記を終えた日(mia forza の場合は2021年10月20日)となりますが、上述の通り、フードパントリーをはじめとする活動は、設立総会以前からも精力的に行ってまいりました。

このため、2021年度の事業報告と決算については、任意団体によるものと、法人によるものを併記することで、活動や事務の全体像を可能な限りお伝えしたいと考えております。

お読みいただく上でご不便をおかけするかもしれませんが、趣旨ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

門間尚子

特定非営利活動法人 mia forza 代表理事

会員のみなさま、いつもお力添えをありがとうございます。

みなさまのお力添えのおかげで、2021 年 10 月 20 日に NPO 法人を設立をさせていただくことができました。

法人設立以降12月末日までに、私たちが応援した女性とこどもたちは400人を越え、ボランティアにご参加してくださった方は約40人となりました。 会員のみなさまはじめたくさんの方のお力添えで、日々、活動をさせて頂いておりますこと、心から感謝申し上げます。



2021年は、法人化を機に体制を整えながら、さまざまな事業に取り組み始めた年でした。

至らないことが多く、ご心配をおかけしてしまったこともあったかと思います。会員の皆さまからただいたあたたかいお声がけやお力添えが、私はじめ理事・監事・事務局そして現場のメンバーの励みとなり、事業を進める原動力となり、本日を迎えることができました。ありがとうございました。

急激なコロナの感染拡大で、立ち往生をしてしまった事業もあります。

特に、こどもたちの居場所「みあちゃん家」は、「つどい・つながる」ことを大切に計画をしてきた事業のため、一度も開催することが叶いませんでした。まだまだコロナはおさまりそうもありませんが、こどもたちからの声を受け、2022年は「みあちゃん家」のあり方や内容を見直し、コロナの感染状況に柔軟に対応しながら実施を目指します。これからも mia forza は、困難な状況にあるこどもたちやおとなに、「あなたはひとりじゃないよ」と伝え・よりそい続けます。

2022年も会員のみなさまとご一緒させていただけましたら幸いです。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします!

寺内順子

特定非営利活動法人 mia forza 理事

一般社団法人シンママ大阪応援団 代表理事

miaforza 会員のみなさま、寺内順子と申します。

一般社団法人シンママ大阪応援団というシングルマザーとその子どもたち、ひとり親家庭で育った女性たちをサポートする団体の代表をしています。

縁あって宮城県に志を同じくする仲間ができたこと、そしてその活動に理事として関わらせていただくことができ大変嬉しく思っているとともに多くの学びをいただいています。

mia forza はまだ始まったばかりですが、フードパントリーはじめ様々な事業を始めています。また宮城だけでなく東北一円を視野に入れた活動をしています。この活動を支えるためにはさらに多くのサポートが必要です。ぜひ、会員のみなさま、会員拡大等お力をいただきますようお願い申し上げます。



三浦降弘

特定非営利活動法人 mia forza 理事

三浦農園 代表

公益財団法人みやぎ環境とくらしネットワーク(MELON) 理事

宮城県名取市で有機農業を営む農家です。せりなど在来作物を栽培しながら、環境保全や産直生協運動などの取り組みや障がい者就労支援施設の農福連携、子ども食堂への食材支援のお手伝いなどをさせていただいています。

自死遺族当事者でもあり、世の中の社会保障制度の仕組みのおかげで育てていた だいた実感がありますので恩送りをしたいと考えています。

市民運動の中で mia forza の取り組みに出会い、その視点と取組みの大切さが響きました。

微力ではありますが、農家としてできることを、関わらせていただければと思っています。



横山英子

特定非営利活動法人 mia forza 理事 株式会社横山芳夫建築設計監理事務所 代表取締役

私は、保護司であった祖父母や奉仕活動を積極的に行っていた両親の影響もあり、若い頃から家業である設計事務所のほかに、社会活動を行ってきました。経済・文化・教育・環境・スポーツ、国際交流、福祉など。

当団体の代表である門間さんとは、20年以上のおつきあいになりますが、東日本大震災後に私のラジオ番組でゲストにお招きしたこともきっかけとなり、彼女の活動に注目。mia forza を立ち上げるとお聞きした時に、すかさず参加を申し出ました。

専門性と信念と幅広いネットワークを持つ団体。集う仲間たちも、支援してくだ さる方々も熱く、優しく、頼もしい。

サポートを必要としている方々と繋がり、頼りとされる存在になるよう、私自身も精進してまいります。



小田嶋章宏

特定非営利活動法人 mia forza 監事 大町法律事務所 所長 弁護士

この度、ご縁があって監事を務めさせていただくこととなりました。当法人に加わらせて頂くことを光栄に思っております。弁護士業務の中で、社会から孤立している女性やこどもに関わるたびに、必要な情報が行き渡っていない(あるいは、情報が多すぎて何が必要な情報か分からない)、人同士の結びつきが希薄化しているのを感じます。当法人が、支援を必要とする方々に心を寄り添わせながら、必要な物や情報を必要な人たちに届ける、人と人とをつなげていく、そんな活動を円滑に行っていけるよう、公正かつ適正な監査業務に努めて参ります。



2021年度のハイライト

コロナ禍で困窮が深刻化するこどもと女性の支援に力を入れ、特に、ひとり親世帯への食糧支援(フードパントリー)を最重要事業と位置づけ、7月から12月計6回開催し、116世帯へ総計約2.6tの食糧・生活用品をお渡ししました。また、NPO法人として事業を進めるために、6月より、総会・理事会・事務局会議・会計会議を合計34回開催し、法人化と法人の組織基盤づくりに力を入れました。

(1) 女性やこどもへの直接支援事業「fonto (フォント)事業」(定款第5条1項(1))

新型コロナの感染拡大により、困窮を深めるひとり親世帯向けの事業に力を入れました。最も力を入れた食糧支援事業(フードパントリー)を通して、ひとり親の抱える悩みを伺いさまざまな制度やサービスへつなぐ

- ・こどもの居場所提供 : コロナの感染拡大のため休止中
- ・シングルマザーの語り合いの場の提供:開催1回 9月26日(日)10:00-10:40 参加者3人(仙台市・気仙沼市) ご参加の方の声

「地域でシングルマザーに会うことがほとんどなく、ましてやシングルマザー同士が本音で話し合えるなんて思ってもみませんでした。子育てや仕事のこと、不安に思っていることや心細さを話すことができて、自分ひとりではないと、安心できました。参加できて良かったです|

「オンラインとはいえ、お話ができて感無量でした。新聞で mia forza のことを知り、ずっと参加したいと思っていました |

「シングルマザーになって、親との関係に悩むようになりました。離婚をした私やこどものことを隠すようにしている親を見ていると、私の選択は間違えていたのかな、と落ち込みます。今日、話し合えたことで、自分の選択は間違えていなかったと思え泣きそうになりました。これからはこどもとしあわせになりたいと思います。私たちがしあわせでいたら、きっと親も安心するように思います」

- ・暴力被害女性の語り合いの場の提供 : 開催3回
 - 10月23日(土) 18:30-19:45 参加者2人(同:仙台市)
 - 11月27日(土) 18:30-19:45 参加者3人(同:仙台市・鶴岡市)
 - 12月11日(土) 18:30-19:45 参加者2人(同:仙台市)

なお、法人設立前に、7月31日(土) 18:30-19:40 参加者4人(ご参加者の在住地:仙台市・多賀城市・鶴岡市))、

9月25日(土) 18:30-19:40 参加者3人(同:仙台市)にも実施。

ご参加の方の声

「性暴力に遭ったことを誰かに聞いてもらいたいけど、どこで話したら良いのか悩んでいました。話して、蔑まれたり、嫌われたりするのではないかと、ずっとひとりで悩み、苦しんできました。思い切って参加して、受けとめてもらえたことが本当にうれしい。自分が悪いとずっと責め続けてきたので、そうではなかったと安心できました」

「傷ついた経験をした時に、どんな風に自分を癒やしているのか。誰かに聞いてみたかったことです。参加して、お互いにどんな方法で回復を目指して行っているのかなど、傷ついた経験をした同士でしか話せないことを話せてとても良かったです|

「回復する際のきっかけってどんなことなのか、回復した方のお話を聞けて希望が見えました。本当に回復していけるのか、不安しかなかったので」「この語り合いの場が、私にとってとても大切で安全な場です。日々、辛いことがあっても頑張れるのは、こうして時々、同じ経験をした人たちと会ったり話し合える場があるからです!

「つながれる場があることが支えになっています」

「自分が一番つらいときに、mia forza につながれて救われました。人をまた信じられるようになれたし、外に出て人とつながろうと思えたのは、mia forza につながれたからです。ありがとうございます」

・女性やこどものためのシェルターの運営 : 5月以降利用者なし

シェルターのお問い合わせを毎月2-3件いただいています。状況を伺い、公的シェルターが適している場合は、 役所へおつなぎしています。また、他県のシェルター運営団体へおつなぎもしています。

ご利用の方の声

「つらくて、身の置き場がなくていました。今、目の前のつらさや傷つきだけではなく、過去に経験した暴力 被害が蘇ってきて、倒れてしまいました。シェルターで休ませていただけて、本当に助かりました。シェル ターから見た朝陽が忘れられません。皆さんが声をかけてくれて、あたたかくておいしいごはんをいただ き、どんどん癒されました。ありがとうございました」

- ・女性のための相談対応 : 対応125件
 - 8月-12月 メール・電話・面談 125件

(仙台市・石巻市・雫石市・山形市・神戸市・丸森町・登米市・栗原市・多賀城市・福島市)

個人からの相談のほか、こども食堂運営団体やこども支援団体、ひとり親支援団体、学校、民生委員、議員、自治体や国の機関からの相談も受けています。

主なご相談内容:DV、虐待、性暴力、離婚、ひとり親世帯の困窮、給付金を含めた福祉制度の手続き、当事者 対応、生きづらさ、子の不登校、親との関係、就労、職場でのハラスメント、トラウマ、教育資金、家計、元夫 との関係、暴力加害者からの継続的な嫌がらせ ほか

・女性やこどものための食糧支援(フードパントリー)

食糧支援(フードパントリー):7月-12月開催6回

開催日時	参加者数	スタッ	主な寄付	主な購入品	1世帯
		フ数			あたり
7月23日	11世帯(おとな11人・	5人	野菜・パスタ・菓子・飲料・保存	米・飲料・菓子・	約10kg
(金・祝)	こども22人。合計33		食・化粧品・文具・など	パン・うーめん	
	人)				
8月9日	9世帯(おとな9人・こ	7人	米・野菜・ わ か め ・味の	飲料・菓子	約10kg
(月・祝)	ども16人。合計25人)		り・ふりかけ・菓子・米粉・ト		
			マト缶・飲料・保存食・花火・		
			化粧品・文具・生理用品など		
9月20日	24世帯(おとな24人・	5人	米・野菜・果物・菓子・調味料・	飲料・菓子	約10kg
(月・祝)	こども46人。合計70		保存食文具・生理用品・化粧品な		
	人)		ど		
10月17	20世帯(おとな20人・	6人	米・野菜・果物・鮭・ハンバーグ・	飲料・菓子	約15kg
日	こども41人。合計61		ハーブチキン・菓子・保存食・化		
(日)	人)		粧品など		
11月23	20世帯(おとな20人・	17人	米・野菜・パスタ・うーめん・調	麺類・飲料・菓	約30kg
日(火・祝)	こども38人。合計58		味料・菓子・ジュース・化粧品・	子	
	人)		生理用品など		
12月30	32世帯(おとな32人・	17人	米・餅・野菜・ひき菜・あんこ・	餅・ひき菜・	約40kg
日	こども63人。合計96		シードル・ジュース・甘酒・御神	あんこ・甘酒・	
(木)	人)		酒・海苔・菓子・果物・洗剤・生	御神酒・飲料・	
			理用品など	洗剤・菓子	

ご利用の方の声

「受け取りに行くときの皆さんの温かな対応がとてもありがたいです。がんばろう、恩送りできるようになろうと思えます。少しでも気持ちに余裕ができてとてもありがたいです。感謝です」

「いつもとても助かっております。一人じゃないんだと心強い気持ちになれ、温かさを感じます」

「低収入のため育ち盛りの子供の食費を賄うのが大変と感じていたので有り難いです」

「いつもとても助かっております。一人じゃないんだと心強い気持ちになれ、温かさを感じます」

「沢山の食糧品や生活用品、想像していたよりもとても多い数を頂けてとても嬉しいです」

「とても温かいご支援にいつも感謝しております。いつも励まされ、頑張っていく事ができます。今度はボランティアとして活動に参加したいと思います」

「クレヨンや絵の具などの文房具をいただいて、絵の大好きな子どもが歓声をあげて喜んでいました。シャンプーなどの生活消耗品も非常に助かります。この頃ガソリン代が高騰し、寒くなってきて光熱費もかかるので、お米や野菜などの食料品は、とてもありがたいです。この度も温かいお心遣いをいただいてありがとうございました」

「DV から逃げてきました。弁護士をつけて離婚調停中ですが、生活費も貰えず困っていましたので、本当に助かりました」

「いろんな思いでドキドキしながら向かい、駐車場まで上がって行くときに手を振ってこっちだよー!って誘導してくださっている姿を拝見した瞬間ホッとした気持ちと、温かさを感じました。沢山の食料品や生活用品、お化粧品や一緒に行った子どもにも本やクーピーなど本当にたくさんのご支援ありがとうございました。お恥ずかしい話、シャンプーやコンディショナーは少なくなると薄めて使ったりもしていたので嬉しかったです。また、娘もいるので生理用品も無くなるのも早く本当に助かりました」

「沢山の支援者様 mia forza 様のおかげでとても励まされております」

「お米やカップ麺、パックのご飯、パンの缶詰など、子どもにすぐに食べさせてあげられるので助かります。 リクエストさせていただいた洗濯洗剤も買うとなると結構高いのでありがたいです。化粧品もワクワクしま した。いつも 100 円ショップで化粧品を買っているのでちゃんとしたものを使えるのは久しぶりな気がしま す」

「mia forza さんと出会えてよかったです。たくさんご支援いただいているあたたかなお心遣いと行動力を見習って、私も周囲の人たちに還元できるような生き方をしていきたいです」

「心暖まるご支援とてもとても感謝いたしております。心細い気持ちも暖かくなりました。ありがとうございました」









・クリスマスケーキ宅配 12月23-24日 26世帯(おとな26人・こども46人。合計72人) クリスマスケーキを受け取られた方の声

「ケーキがクリスマスに届きビックリしました。しかも今まで見たことのないお洒落なケーキでした。子どもたちも美味しく頂きました。クリスマスにケーキが食べれて凄く感激でした。ありがとうございます」

「炭入りのチーズケーキ、美味しくいただきました。また人の温かさを実感しています。ほんとうにありがたいです」

「ケーキ届きました!そして美味しく温かい気持ちで頂戴しました。ありがとうございます。やはり案の定というか仕事に追われて余裕がなく、クリスマスの準備もろくにできないでおりました。色々と子供達には残念な思いをさせてしまっていることに心苦しく感じていましたが、すてきなケーキのおかげで楽しい夜となりました。たくさんの方の想いが連なって我が家へきてくれたんだなあととても嬉しかったです。次男は「はじめて炭が入ったケーキを食べたけど、とても美味しかった!模様がとても綺麗で最高!」長男は「俺の好きなケーキ (クリーム系よりチーズケーキ好き) 好きな味。一切れだけでいいかと思ったけどいくらでも食べられる」長女はバイトでへとへとになって帰ってから食べたのもあり、こんなに美味しいケーキが家にあるなんて!」と大喜びでした。大事に大事にいただきました。ありがとうございます」

「可愛くて素敵なケーキでした!甘ったるくなくバクバク食べれそうで最高です!チーズケーキ大好きなので嬉しいです。炭のケーキ初体験でしたが美味しかったです!本当にありがとうございました」

「クリスマスケーキありがとうございました。とてもお洒落なケーキだったのでビックリしました。美味しく頂きました。すみやのくらしさんにも温かいご支援ありがとうございました。一つ一つ心がこもっていて心が温かくなりました。ラインにも登録させていただきました」

「とても美味しく頂いました。あまりケーキを食べない下の子も、美味しいと言って、綺麗に食べました。宅急 便でケーキが届いて、びっくりしたのと、嬉しかったみたいです。ありがとうございました!」

「素敵なイブになりました。ありがとうございます」「子供たちと一緒にクリスマスのお祝いができました。ケーキが届くという楽しみを感じながら、クリスマスを迎えることもできて、すごく嬉しかったです。こころに余裕ができて、楽しむことを思い出せた気持ちです。また、すみやのくらしさんからのケーキということで、丁寧に作られたものを送ってくださるんだな、と、大切にされている気持ちを感じました。ありがとうございます。身体にもよいやさしいケーキで、上に乗っていた炭クッキーも長男が喜んで食べていました。子供たちと、炭屋さんだね、鬼滅の炭治郎のお仕事だね、とか、炭を見に行きたいね、とか、すみのくらしさんのパンフレットを見てお話しながら食べました。mia forza さん、フィッシュファミリーさんからのお手紙、応援のお気持ち、嬉しかったです。お忙しい時期に、ありがとうございました。感謝の気持ちでクリスマスを迎えられて、嬉しいです」



・おせち配布会 12月31日 32世帯 (おとな32人・こども62人。合計94人) おせち料理を受け取られた方の声

「おせち料理をありがとうございました。とても豪華で心がこもったお料理で子どもと 2 人で既に完食しました。いただいたお野菜やお餅、蒲鉾でお雑煮も作りました。ここ数年で1番豪華なお正月になりました。皆さんに感謝申し上げます|

「美味しいおせち、家族みんなで頂きました。どれも大変美味しく、とくに黒豆はふっくらしていて絶品でした。 本当にありがとうございました」

「離婚後、働きづめだったせいもあり、お正月らしいお正月をすることができずにきました。いつも子どもたちに申し訳ない気持ちでいました。今年は、何年かぶりにわが家にお正月がきたようです。おせちにフードパントリーでのお正月用品。本当にありがとうございます。惨めな思いが吹き飛びました」

「私自身、貧しい家で育ったのでおせち料理を見たことも食べたこともありません。今年は私も子どもも初めておせちを食べられます。ありがとうございます」

「こんなに立派なおせち料理に感激しています。お正月なのにお正月らしいこと、いつもできずにいたので|

「開けてみて、子どもも私も歓声を上げました。本当にありがとうございます!」

「こんなにしていただいて、何とお礼を言っていいのか。うまく言えませんが、本当にありがとうございます」



・上記のほか、困難な状況にある女性とこどもの状況改善をめざす活動 9月-10月劇団四季「はじまりの樹の神話~こそあどの森の物語~」観劇 参加4世帯(おとな4人・こども6人。合計10人) 鑑賞された方の声

「今回は招待券をいただきありがとうございました。とーーっても楽しく観ることができました!1番上の娘は劇団四季さんの公演を観るのが2回目で、前回のファミリーミュージカルを小学校の校外学習で見た以来だったようです。反抗期真っ只中であまり会話のない上の娘も帰りの車の中では、「面白かったね!よかったね!声量ハンパなかった!!めっちゃ歌うまかった!!!アナ雪も見てみたいな」と自分から話してました。パンフレットを見ながらあれこれと会話も出来、今回ご招待頂いて本当に良かったです。こういう機会を作ってくださり感謝いたします。ありがとうございました!ちなみに…上の娘はキツネ推しだそうです」「こんにちは、招待していただき有難うございました。娘は、はじめてのミュージカルで朝からワクワクしていました。帰りには楽しかったと嬉しそうで良かったです。ミュージカルでの唄を口ずさみながら帰っていました。普段いろんな所に行くわけではないので娘にとって良い体験ができたんだと思うと嬉しく、また思い出で作りができればと思いました。貴重な体験をさせていただき有難うございました」

「この度は貴重な機会をありがとうございました。もともと好きだったのですが、コロナ渦で舞台公演を観に 行くこともかなりハードルがあがってしまい、今回久しぶりに大きな劇場に足を運ぶことができてとても嬉 しかったです。小6の息子と行ったのですが、始まる前はどんなのだろう?どう楽しめばよいのだろう?という感じだったのですが、幕間と終演後に「来てよかったー。こんなに面白いと思わなかった」と目をうるませながら何度も来れてよかったなあと言ってました。舞台装置や転換の技術もさることながら、役者さんたちの生き生きとした歌や踊りに目を奪われました。日常抱えている嫌なことを忘れる素敵な時間でした。本当にありがとうございます|

「この度は、「はじまりの樹の神話~こそあどの森の物語~」にご招待いただきありがとうございました。今回、子どもにとっても、私にとっても、ファーストミュージカルでした。迫力のステージ、感動的な内容で、忘れられない思い出になりました。「生きるって大切な誰かと一緒に笑い合うこと」という歌詞を聞いて、日々の忙しさで笑うことを忘れ、ただ単調に暮らしていたことに気づきました。仕事やコロナのストレスに、反抗期の息子に、笑顔を忘れがちな毎日ですが、これからは息子とふたり笑いあって生きていけるように心がけたいなと思いました。そして、"大切な誰か"がいるということがとても素晴らしいことなんだと

思い、息子の存在にあらためて感謝する気持ちになりました。とても素晴らしいミュージカルをありがとうございました」

(鑑賞したお子さんから) 「招待していただきありがとうございました。僕は、生まれてきて初めて劇団四季を見ました。一番最初に思ったことは、この大きなホールの中で、緊張しないのかな?と思いました。それなのに、大きな声で観客全体の耳にとどくような大きな声で歌ったり、話したりして、かっこいいと思いました。僕も、小学校のときに、劇として、王様をしたことがあります。ステージにでてみると、やっぱり緊張して、心配になります。僕は役をしたこともあるし、劇を見たことがあるからいえます。失敗しても、大丈夫です。笑顔で、みんなに伝えよう、喜ばせようという気持ちさえあれば大丈夫です。これからも、どんなことにも負けずにがんばっていってください。ありがとうございました」



劇団四季のみなさまへ お届けしたお礼状 (一部)

・理事・三浦隆弘さんから電子ピアノをご寄付いただき、ひとり親世帯のお子さんへお届けしました。 ピアノをいただいた方からの声

「ピアノをありがとうございます。こどもがピアノを弾きたい・習いたいと前々から言っていたのですが、買えずにいました。いただけるなんて本当にびっくりです。大喜びで弾いています。丁寧に届けていただいて、助かりました。本当にありがとうございます」



- ・フードパントリーに関する助成金として、フィッシュ・ファミリー財団(ff(100))、宮城県共同募金会(30万円)、仙台市(25万円)を、22年3月までの実施分(%ただし一部は法人設立前の任意団体の時点での活動を含む)を対象として採択していただきました。
 - 宮城県共同募金会・仙台市からの助成は、配布用の食料品・日用品(計2万円弱×25世帯想定)やチラシなど 印刷用のインクカートリッジ、大学生などのボランティアへの交通費に、fffからの助成は、クリスマスケー キ、おせち料理と、靴などを念頭に@5千円分の商品券に、それぞれ充当します。
- ・fffからは、上記に加えて、組織基盤強化のために65万円の助成をいただきました。リーフレットの制作やトラウマケアに関する勉強会の開催、そして、寄付者のみなさんが寄付控除を利用できる「認定」の取得に向けた外部の専門家からの指導を受けるためなどに充当いたします。
- ・12月には、一般社団法人シンママ大阪応援団から「おいしいスペシャルボックス」をご提供いただきました(福祉・医療機構助成)。

ボックスを受け取られた方の声

「お菓子セットありがとうございます!見た目も可愛らしく、たくさん入っていて家族みんなで歓声をあげました。忙しい年末、寒くて気持ちも体も縮こまってしまう日々ですが、あたたかいお茶やミルクと一緒にほっとする時間を作ることができて、かなり力をいただけました」

f f f から、ひとり親のお母さんたちへメッセージをいただきましたので、ご紹介いたします。このメッセージは、クリスマスケーキとおせち料理と一緒にお届けさせていただきました。

多くの方があなたを支えています。 あなたは一人ではありません。 夢を捨てないで、勇気を持って生きれば、 必ずトンネルの向こうに光が見えるはずです。 私達も遠いボストンから光を投げかけています。



米国ボストンより 厚子フィッシュ

- (2) 女性やこどもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の実施と、その教材の開発・販売など、 人材育成事業「grava (グラヴァ)事業」(定款第5条1項(2))
- ・ボランティア養成研修;参加者7人(仙台市・多賀城市・丸森町)全て14:00-16:30開催 第1回6月27日(日)「こどもと女性の味方はなぜ必要か」 「宮城県内のこどもと女性(ひとり親)の状況について

講師:門間尚子 (mia forza 代表)

第2回7月11日(日)「こどもや女性への暴力について」「mia forza の活動について」講師:門間尚子

第3回7月18日(日)「ひとり親支援について」「mia forza で取り組みたいこと」

講師:寺内順子さん(一般社団法人シンママ大阪応援団 代表理事、当会理事)、門間尚子

第4回7月25日(日) 「活動計画案発表」

講師:川北秀人さん(IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所]代表者)

ご参加の方の声

「1回目の研修では、女性の貧困や暴力について知っていた事実や、こどものおかれた状況に関する知らなか った事実を突きつけられ、日本社会は人権が蔑ろにされていることを再確認しました。ただ、その再確認とい うのは自分が恵まれた状況にあるからこそ、そうでいられるのであるというマジョリティ性も自覚しました。2 回目の研修では、現場で支援する人にありがちなバイアスのかかった対応など、経験を積まれてきたからこそ わかる支援の在り方に触れられて研修に重みがありました。昨日参加したフードパントリーの時にもその話が 思い出されました。3回目の研修では、現地に赴いて参加したことで、門間さんがいかに研修の場の空気を大 切にされているか、参加者一人ひとりへの程よい心遣いやお菓子などひしひしと伝わってきました。活動の目 的を達成するために真剣になるのはもちろんのこと、そこで活動をしている人の状態や気持ちにも敏感になれ る、それでいて地道に目的を見据えながら活動をオーガナイズしていらっしゃる大人に出会えて、とても私は 幸せだと思いました。寺内さんのお話は目から鱗の連続でした。短い時間のお話では、活動のほんの一端しか 私には見えていないと思います。表には出ることのない大変な部分や、ギフトセット以外の支援の部分に関し ても、まだまだ私が学ばなければならないことがたくさんあるのだろうな、と終わって時間が経ってから感じ ています。4回目の研修では、皆さんのアイデアが重なり合って構想が膨らむ過程にとても心が躍りました。 川北さんの「補助金申請の審査をする側」としての視点は、なかなか想像してもわからないので貴重な情報で した。特に、活動の内容の一歩前に「ニーズ」が大変重要であるということ、「効果」がシビアに問われると いうことが印象的でした。一方で、助成金に関わらず、活動をしていく上で当然意識されるべき点でもあると 思いました。善意や自己満足、現状に対する満足に浸からないようにしないと、無意識でも当初に描いた理念 と違う方向性にいってしまう、傍から見たら何も課題を変えられていないということは起こりうると思いま す。そのため、最初は川北さんの眼差しに緊張している私もいましたが(笑)、自分自身に常に問いかけてい きたいと思いました。私の提案に関してのアドバイスや、他の地域の事例、他の分野の事例もとてもためにな りましたし

「1回目、2回目は、社会の中の様々な暴力を学び、それによってできた傷の深さ、その傷から回復していくことがどれだけ大変なことかを学んだように思います。あらためて、暴力とは何か、考えさせられました。3回目の寺内さんの講習は、寺内さんのあり方でたくさんの方がそのおもいに共感し多くの仲間ができていく、

多くの方が自然に癒されていく、無理やりどうにかしようとするのではなく、ただその時々にできることを考え実践してきたことが、大きな結果となりたくさんの笑顔を生むことができたんだなと、感動しました。4回目の川北さんの研修では、一緒に参加された方のお考えを聞くことができて、楽しかったし、時間があっという間だった。自分と同じようなことを考えている方がいて嬉しかったし、心強くなった。そして、自分の発表したことについて、否定されずに、共感していただけたことが、嬉しかった」

「4回のボランテア研修を終えて、中身の濃い時間だったことを感じています。「女性とこどもの支援」というテーマは私にとって、長い間気になるテーマでした。今までにいろいろな研修にも出させていただいてきました。今回は、具体的にその支援をどうやってゆくか、どのような道筋で、どのような手段をとって、いつ、どこで、・・・ということを「私」が動くために、ということがとてもリアルに感じさせられました。門間さんと寺内さんのお話は、女性の逞しさを感じました。自分をなげうって、苦しんでいる人のために、時間や労を気にもとめずに動いている姿は、眩しく見えました。支援に必要なノウハウだけでなく、そしてどのような状況にある方たちがこの日本の中で懸命に生きておられるかも、少しですが実感させられました。支援しておられる方たちがネットワークにより広く繋がっていて、単純に「すごい!」と感じました。」

「養成講座は私にとってハードでした。普段あまり使っていない脳の部分で頑張って考えていた感じです。頭(知識)で関わるのではなく、心だけで関わるのでもない。両方バランスをとって関わっていくことが大事だと思いました。それは個人の力ではなくグループ(仲間)のチームワークとネットワークが必要です。そのためにも養成講座を受講し知り合いになること、前回の振り返りでもっと深く知りあえることが良かったと思います。(私の中でも・・・)参加者も自分の仕事をもちながら活動する姿に、深い感銘を受けています。私は自分の好きなことは喜んで取り組みますが、苦手なことは「忙しいから」という言葉を使い逃げてしまいます。mia forza の活動は、好きなこと苦手なこともお互いに補い合うチームのように感じました。今後ともよろしくお願いいたします」

・スキルアップ研修「ひとり親支援団体向け助成金申請のポイントを押さえる講座」

10月3日(日)9:30-11:30 13:00-15:00

参加:6団体(仙台市・立川市・横須賀市・高松市・箕面市・武蔵野市・加賀市)

講師 川北秀人さん (IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所]代表者)

内容 助成金の申請ポイントの理解と各団体の特徴を活かした申請を学ぶ。

ご参加の方の声

「申請書の記載ポイント、目標から計画、評価までの考え方を整理することができました。受講してとても良かったです」

「自分が想いが強い型の代表で、助成金の申請書にもそれが色濃く出ていました。ただ今回の講座を受けて、 それがいかにダメだったかに気づけました(笑)助成金の申請だけでなく、外部への発信のレベルアップに もつながると感じているので、より多くの人に伝わる発信をしたいと考えている方にもおすすめです|

「「思い」だけでは採択されない補助金申請のポイントを分かりやすく解説していただき、具体的な改善案も いただけて満足です。ありがとうございました」

「闇雲に助成金の申請をしていたけれど、採択されるために何が足りないか。何が必要かを今回理解できた」 「事業を継続するためにはどうするのか、助成金申請のポイントなどとても参考になりました」

・スキルアップ研修「トラウマについて学ぶ講座」:10月24日(日)14:00-16:00参加者15人(仙台市・丸森町・伊勢崎市・鶴岡市・大阪市)

講師 特定非営利活動法人レジリエンス 代表理事 西山さつきさん

内容 トラウマに関する基本的な理解とトラウマを抱える方への対応について。

ご参加の方の声

「難しいと感じる対人関係の中には、今回学んだ脳の働きやトラウマ、愛着等が関係していたんだということに気づいた。|

「あっという間の 2 時間でした。ズームでの研修は、聞きにくかったりするのですが、とても聞きやすく引き寄せられるようでした。パート 2 を楽しみにしています。」

「人や自然とのつながりの大切さ、自分を知り受け入れることやセルフケアについて具体的に学ぶことができました。」

「凍り付き状態の時の様子。耐性領域について、また日頃から取り組めることや掛けていく言葉など、自分の ケアにも相手にも有効なことが学べた。睡眠のこと。全体的に右脳・左脳・自律神経で起きていること、そ こから身体にあらわれる状態まで紐づけて学べた。」

「自身や相談者の事を振り返ると、思い当たる事やうなづくことが多く、また、どうしてそのような状態になるかのメカニズムを学べたことが「感覚で接する」からステップアップできる実感を得ることができました。ありがとうございました。」

「今回学ばせていただいた事は、当事者の方に限らず、自分を知り、周囲とつながる事の大切さを具体的に聴くことができ、分かりやすい講座でした。」

(3) 女性やこどものための支援活動を行う団体や、その活動者のためのハラスメント相談窓口の運営など、相談対応事業「kunligi (クンリギ)事業」(定款第5条1項(3))

公益財団法人市川房江記念会女性と政治センターから助成金35万円、公益財団法人庭野平和財団から助成金15万円を採択していただき、12月にかけて準備し、22年1月から調査開始いたします。22年6月以降に、経過の報告会を開催する予定です。

- (4) 前各号の活動を通じた社会の課題解決に資する調査事業(定款第5条1項(4))
 - 2021年度は実施いたしませんでした。
- (5) 前各号の活動を通じた社会の課題解決に向けたしくみづくり事業(定款第5条1項(5))
- 2021年度は実施いたしませんでした。
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業(定款第5条1項(6))
 - ・情報発信として以下のツールを登録・活用を始めました。

Facebook https://www.facebook.com/miaforza.sendai

Instagram https://instagram.com/miaforza2021

日本財団 CANPAN https://fields.canpan.info/organization/detail/1071250110

日本財団 CANPAN ブログ https://blog.canpan.info/miaforza/

JWLI×米日財団「女性がリードする東北の未来」 https://jwli-usjf-tohoku.jimdofree.com

・会員・寄付者・応援者の方向けに活動報告を兼ねるお礼状の配信・発送を始めました。

- ・会議関連
- ・総会:設立総会 8月8日(日)
- ・理事会:第1回 8月8日(日)

第2回 11月11日(木)

・事務局会議:開催24回

事務局運営を担当する理事などによる会議をほぼ毎週開催し、状況・経過の共有や業務の確認などを行っています。開催日時は以下の通りです。

第1回 6月24日(木) 20:30-21:20

第2回7月1日(木)20:30-21:20

第3回7月8日(木)20:47-22:00

第4回7月15日(木)20:30-21:30

第5回7月22日(木)20:30-22:20

第6回7月29日(木)20:30-22:00

第7回8月5日(木)20:30-21:40

第8回8月12日(木)20:35-22:15

第9回8月19日(木)21:00-23:41

第10回8月26日(木)21:00-21:41

第11回9月2日(木)21:03-22:50

第12回9月9日(木)21:01-22:59

第13回9月16日(木)21:00-22:24

第14回9月23日(木)21:07-22:41

第15回9月30日(木)20:30-22:00

第16回10月07日(木)21:03-22:40

第17回10月14日(木)20:55-22:48

第18回10月21日(木)21:00-23:00

第19回11月1日(日)21:12-22:10

第20回11月4日(木)21:04-22:33

第21回 11月18日(木) 21:07-23:18

第22回 12月3日(金)21:04-22:05

第23回 12月9日(木) 20:30-22:13

第24回 12月16日(木) 21:05-22:05

·会計会議:開催7回

会計を担当するボランティアによる会議をほぼ毎週開催し、状況・経過の共有や業務の確認などを行っています。

また、NPO法人会計の専門家にもご参加いただき、指導をいただいています。

第1回 10月21日(木) 20:30-21:00

第2回10月27日(水)20:30-21:00

第3回 11月07日(日) 19:00-19:35

第4回 11月24日(水) 20:30-21:00

第5回 12月9日(木) 20:30-21:00

第6回 12月16日(木) 20:30-21:05

第7回 12月23日(木) 20:35-21:03

2021年度 決算 (案)

		任意団体		T	法人		任	意団体と法人の	合計
T 97 25 157 34									
I 経常収益 1. 受取会費 1. 受取会費									
正会員受取会費	0			115,000			115,000		
賛助会員受取会費	0	0		12,000	127,000		12,000	127,000	
2. 受取寄附金									
受取寄附金		397,000			272,476			669,476	
3. 受取助成金等 受取民間助成金		300,000			2,150,000			2,450,000	
4. 事業収益		300,000			2,130,000			2,430,000	
事業収益		50,000			0	***************************************	***************************************	50,000	
5. その他収益									
受取利息	0	0		0	^		0	0	
雑収益	0	U	747,000	U U	0	2,549,476	0	U	3,296,476
Ⅱ経常費用			747,000			2,040,470			0,200,470
1. 事業費									
(1)人件費									
役員報酬	0			0			<u> </u>		
給料手当 法定福利費	0			0			0		
退職給付費用	0			0			0		
福利厚生費	Ŏ			Ŏ		***************************************	Ŏ		
人件費 計		0			0			0	
(2) その他経費				40000					
<u>食材費</u> 提供用物品費	264,988 99,075			488,000			752,988 99,075		
会議費	11,618			0			11,618		
通信発送費	14,089			0			14,089		***************************************
講師謝金	30,000			55,000			85,000		
印刷・コピー代	43,813			0			43,813		
外注費 旅費交通費	0 3,000			2,520			0 5,520		
保険料	15,300			2,520			15,300		
支払手数料	1,252			1,100			2,352		
その他経費 計	·	483,135			546,620			1,029,755	
事業費 計			483,135			546,620			1,029,755
2. 管理費 (1) 人件費									
(1) 八件實 役員報酬	0			0			0		
給料手当	0			Ŏ			0		
法定福利費	0			0			0		
退職給付費用	0			0			0		
福利厚生費 人件費 計	0	^		0	^		0	0	
(2) その他経費		0			0			0	
会議費	2,640			0			2,640		
旅費交通費	800			1,800			2,600		
支払手数料	0			1,500			1,500		
外注費	30,000 0			0			30,000		
文具・備品費	2,452			0			2,452		
講師謝金	2,402			0			0		
通信 •発送費	0			140			140		
雑費	10,630	40-0-		1,653			12,283	F 4 A 4 =	
その他経費 計 管理費 計		46,522	46,522		5,093	E 000		51,615	51,615
経常費用 計			529,657			5,093 551,713			1,081,370
当期経常増減額			217,343			1,997,763			2,215,106
Ⅲ経常外収益									
経常外収益 計			0			0			0
IV経常外費用									
経常外費用 計 税引前当期正味財産増	1北方		217,343			1,997,763			0 2,215,106
祝引則当期止味財産増 法人税等	/PX 谷貝		217,343			1,997,763			4,210,1Ub N
						V I			
当期正味財産増減額			217,343			1,997,763			2,215,106

法人の活動計算書と貸借対照表は、別添の PDF「特定非営利活動法人 mia forza-決算書」をご参照ください。

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)によっています。

2. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。(税込み、単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
市川房枝女性の 政治参画基金助 成金	0	0	0	0	定款第5条1項(3)の活動を通じた 社会の課題解決に資する調査事業(定 款第5条1項(4))のハラスメント調 査事業において交付を受けた助成金 350,000円のうち、未使用で返還義務 のある350,000円は前受金として負債 に計上しています。
公益財団法人庭 野平和財団非公 募助成金	0	0	0	0	定款第5条1項(3)の活動を通じた 社会の課題解決に資する調査事業(定 款第5条1項(4))のハラスメント調 査事業において交付を受けた助成金 150,000円のうち、未使用で返還義務 のある150,000円は前受金として負債 に計上しています。
フィッシュファ ミリー財団×米 日財団助成金	0	546,620	546,620	0	女性やこどもへの直接支援事業(定款第 5条1項(1))の女性やこどものため の食糧支援事業及び人材育成事業(定 款第5条1項(2))、法人の目的を達 成するために必要な事業(定款第5条 1項(6))において交付を受けた助成 金1,650,000円のうち、未使用で返還 義務のある1,103,380円は前受金とし て負債に計上しています。
合計	0	546,620	546,620	0	

以上

監査報告書

特定非営利活動法人 mia forza 代表理事 門間 尚子 殿、青木 彰子 殿

> 2022年2月14日 特定非営利活動法人 mia forza 監事小田嶋章宏

私は監事として、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、2021年10月20 日から同年12月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及びボランティアスタッフと意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及びボランティアスタッフからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類 (貸借対照表及び活動計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしま した。

2 監査意見

(1)事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 工理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

各事業の安定的継続と認定 NPO 法人取得を目指した体制づくりに力を入れます。

事業名	目4:60-45東業内容	実施予定	実施予	従事者	受益対象者の第四及び	予算額
(定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	日時	定 場所	予定 人数	の範囲及び 予定人数	(単位: 千円)
子术/	①こどもの居場所の提供	5月以降、	非公開	10名	定員10名	1,818
	337, 4 3, 2 4	毎月1回	71 = 17.5		想定	_,
	②シングルマザーの語り合いの場	毎月1回	非公開	1名	定員10名	0
	の提供				想定	
	③暴力被害女性の語り合いの場の	毎月1回	非公開	1名	定員5名想	0
女性やこどもへ	提供				定	
の直接支援事業	④女性やこどものためのシェルタ	随時	非公開	3 名	定員1世帯	6 0
「fonto(フォン	一の運営	<i>p</i> - ∠ π+	<u> </u>	1 /2	#11	C 0
ト)事業」(第5 条1項(1))	⑤女性のための相談対応	随時	オンラ イン/対	1名	期間内に 10名程度	6 0
米 1 均(17)			イン/対		10 石性反	
	 ⑥女性やこどものための食糧支援	毎月1回	非公開	20 名	最大550	3,574
		7373 - 11	71 21/13		世帯想定	3,3
	⑦上記のほか、困難な状況にある女	随時	オンラ	2名	未定	0
	性とこどもの状況改善をめざす活動		イン			
女性やこどもを	女性とこどもを支える人材養成研	毎月1回1	対面/オ	2名	定員4名	8 0
支える人材およ	修	コース	ンライ		想定	
びハラスメント			ン			
対応者の養成研	ハラスメント対応者の養成研修	準備継続	_	2名	(準備の	0
修の実施と、そ		D+ D+		0.7	み)	
の教材の開発・ 販売など、人材	女性とこどもを支える人材および	随時		2名	同研修に	0
育成事業「grava	ハラスメント対応者の養成研修の 教材の開発・販売など				準じる	
(グラヴァ)事	教作の開光・放光など					
業」(第5条1						
項 (2))						
女性やこどもの	シングルマザーや暴力被害者など	1月から6	_	2名	5名・	1,475
ための支援活動	のための活動を行う活動者や団体	月			10 団体	
を行う団体や、	におけるハラスメントの調査					
その活動者のた	シングルマザーや暴力被害者など	準備継続	_	2名	(準備の	0
めのハラスメン	のための活動を行う活動者や団体				み)	
ト相談窓口の運	のためのハラスメント相談窓口の					
営など、相談対 応事業「kunligi	運営					
心事業 TKUIIIIgI (クンリギ)事						
業」(第5条1						
項(3))						
社会の課題解決	 検討中	随時	_	2名	詳細は後日	0
に資する調査活					検討	
動(第5条1項						
(4))						
社会の課題解決	検討中	随時	_	2名	詳細は後日	0
に向けたしくみ					検討	
づくり活動(第						
5条1項						

(5))					
その他この法人	団体・活動紹介リーフレット、ウ	随時	2名	100名	7 0 0
の目的を達成す	ェブサイト制作、会計ソフト				
るために必要な					
事業(第5条1					
項 (6))					

<u>2022年度 活動予算書</u> 2022年 1月 1日から同年 12月 3 1日まで

特定非営利活動法人m ia forza 単位:円)

			147671 1111111	単位 :円
	科目		金額	() ·1 •/
I 経常収				
1. 受取				
	会員受取会費	220,000		
替出	力会員受取会費	85,000	305,000	
	文章 文章 <u>1</u> 文寄附金	00,000	000,000	
		1 0 0 0 0 0 0	1 0 0 0 0 0 0	
	文寄附金	1,800,000	1,800,000	
	文助成金等			
	文民間助成金	5,100,000	5,100,000	
4. 事業				
(1)	fonto クォント)事業収益	0		
	grava グラヴァ)事業収益	000,08		
	kunligi クンリギ)事業収	, 0		
	社会の課題解決に資する	0		
	社会の課題解決に向けた	0		
	その他事業	0	80,000	
		U	00,000	
	他収益			
	対利息	0		
雑収		0	0	
経常収				7,285,000
Ⅱ 経常費				
1. 事業				
	人件費			
47)	役員報酬	0		
	給料手当	1,572,000		
	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	福利厚生費	0		
	人件費計		1,572,000	
(2)	その他経費			
	食材費	3,188,000		
	提供用物品費	660,000		
	会議費	220,000		
	発送費	150,000		
	発送のうち郵送	60,000		
	講師謝金	80,000		
	印刷・コピー代	100,000		
	外注費	1,300,000		
	旅費交通費	2 3 6 ,0 0 0	F 0 0 4 0 0 0	
	その他経費計		5,934,000	7 - 0 0 0 0
	と費計			7 ,5 0 6 ,0 0
2. 管理				
(1)	人件費			
	役員報酬	0		
	給料手当	0		
	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	福利厚生費	0		
	人件費計		0	
	ノヽ 貝 印		U	
6)	その他経典	·		
(2)	その他経費	^		
(2)	会議費	0		
(2)	会議費 旅費交通費	0		
(2)	会議費 旅費交通費 保険料	0 5 0 ,0 0 0		
(2)	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料	0		
	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計	0 5 0 ,0 0 0	2 5 0 ,0 0 0	
管理	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 里費計	0 5 0 ,0 0 0	250,000	250,000
	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 里費計	0 5 0 ,0 0 0	250,000	
管理経常費	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計	0 5 0 ,0 0 0	250,000	7,756,000
管理経常費当期	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 里費計 用計 服務増減額	0 5 0 ,0 0 0	2 5 0 ,0 0 0	7,756,000
管理 経常費 当期 Ⅲ 経常外	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 用計 網経常増減額 収益	0 50,000 200,000	2 5 0 ,0 0 0	7,756,000
管理 経常費 当期 経常外 【1. 固定	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 用計 網経常増減額 収益 ご資産売却益	0 5 0 ,0 0 0	250,000	7,756,000 -471,000
管理 経常費 当期 経常外 1. 固定 経常外	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 開経常増減額 収益 ご資産売却益 収益計	0 50,000 200,000	250,000	7,756,000 -471,000
管理 経常当期 経常外 1. 固外 経常外 経常外	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 開経常増減額 収益 ご資産売却益 収益計 費用	0 50,000 200,000	250,000	7,756,00(-471,00(
管費 経常当期 経常外定 経常外 (1) 超外外 (1) 過外外	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 開経常増減額 収益 ご資産売却益 収益計 費用 実関益修正損	0 50,000 200,000		250,000 7,756,000 -471,000
管費 経常当期 経常 1. 固外外 経 経常 1. 個外外 経 2. 個外外 4. 個外	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 開経常増減額 収益 資産売却益 収益計 費用 実質組修正損 費用計	0 50,000 200,000	250,000	7,756,000
管費 経常当其外定 経常的 1. 固外外定 経経過外外 1. 過外外 1. 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 開経常増減額 収益 資産売却益 収益計 費用 更損益修正損 費用計 時に味財産増減額	0 50,000 200,000		7,756,000
管費 経常男外定 経経常 経経常 1. 固常外外年 経路 3. 以 4. 以 4. 以 4. 以 4. 以 5. 以 5. 以 6. 以 6. 以 6. 以 6. 以 6. 以 6. 以 6. 以 6	会議費 旅費交通費 保険料 ソフトウェア等使用料 その他経費計 理費計 用計 開経常増減額 収益 資産売却益 収益計 費用 実質組修正損 費用計	0 50,000 200,000		7,756,00(-471,00(

役員一覧

役員のお名前、任期、役職など

お名前 (敬称略)	就任時点での任期	役職	備考
門間 尚子	2021年10月20日から2022年12月3	代表理事	
	1日まで		
寺内 順子	2021年10月20日から2022年12月3	理事	
	1日まで		
三浦 隆弘	2021年10月20日から2022年12月3	理事	
	1日まで		
峯岸 とも子	登記の日から2022年12月31日まで	理事	
横山 英子	2021年10月20日から2022年12月3	副代表理事	
	1日まで		
小田嶋 章宏	2021年10月20日から2022年12月3	監事	
	1日まで		

以上

特定非営利活動法人miaforza定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人miaforza(ミア・フォルツァ)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、困難な状況にある女性とこどもを支え・応援することを通して、地域や社会において女性とこどもが直面している課題を解決するとともに、誰もが安心して個々の幸せを追求し実現できる社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 災害救援活動
 - (5) 地域安全活動
 - (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (7) 国際協力の活動
 - (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (9) 子どもの健全育成を図る活動
 - (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (11) 消費者の保護を図る活動
 - (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 女性やこどもへの直接支援事業「fonto (フォント)事業 |
 - ①こどもの居場所の提供
 - ②シングルマザーの語り合いの場の提供
 - ③暴力被害女性の語り合いの場の提供
 - ④女性やこどものためのシェルターの運営
 - ⑤女性のための相談対応
 - ⑥女性やこどものための食糧支援
 - ⑦上記のほか、困難な状況にある女性とこどもの状況改善をめざす活動
 - (2) 女性やこどもを支える人材およびハラスメント対応者の養成研修の実施と、その教材の開発・販売など、人材育成事業「grava (グラヴァ)事業」
 - (3) 女性やこどものための支援活動を行う団体や、その活動者のためのハラスメント相談窓口の運営など、相談対応事業 $\lceil \text{kunligi} \ (クンリギ) \ 事業
 floor$
 - (4) 前各号の活動を通じた社会の課題解決に資する調査事業
 - (5) 前各号の活動を通じた社会の課題解決に向けたしくみづくり事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、次に掲げる条件を満たさなければならない。
 - (1) この法人の目的を共有して活動する意思を有すること。
 - (2) 団体は、団体としての意思決定機関を有していること。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものがこの法人の目的を共有して前向きに活動する意思を有していると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他拠出の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上7人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人以上2人以内を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びに その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(梅能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5)役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 会費の額
 - (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 総会は、オンライン会議システム又はハイブリット型会議により開催することができる。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の 10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができるほか、オンライン会議システムによって、総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者、表決委任者又はオンライン会議システムを用いた参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (2)借入金
 - (3) 事務局の組織及び運営
 - (4) 総会に付議すべき事項
 - (5)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の 日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選仟に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(持ち回り決議)

第39条 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の決議とすることができる。

2 前条の規定にかかわらず、持ち回り決議の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯及び 各理事の表決結果と付記意見の内容をもって議事録とする。この議事録には、代表理事1名以上及び副代表理事1名以上が記名押印 または署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動事業に係る事業に関する資産の1種とし、代表理事が管理し、その方法は、総会の議 決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、 代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第2 5条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1)目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6)役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
 - (7)会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された女性やこどもを支援する団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表も含めて、この法人のウェブサイトに掲載して行う。ただし、法に公告の方法を官報と規定された事項については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 門間尚子

代表理事 青木彰子

副代表理事 石川久美子

理事 寺内順子

理事 三浦隆弘

理事 横山(戸籍姓光山)英子

監事 小田嶋章宏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2022年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2021年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員
 - ①入会金 0円 ②年会費 個人5,000円、 団体10,000円
 - (2) 賛助会員
 - ①入会金 0円 ②年会費 個人3,000円、団体5,000円